

加算届提出に係る留意事項等(就労系)

就労系サービスの介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(加算届)の算定の開始時期について

1 通常ルール

毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合に翌々月から算定を開始

(例)

4月14日(金)までに県民局に提出→5月から

4月17日(月)～5月15日(月)に県民局に提出→6月から

2 年度当初の一部例外的な取り扱い

(1) 4月17日(月)まで受け付ける加算届

福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び
福祉・介護職員等ベースアップ等加算 → 4月から届出に応じた報酬単価で算定

(2) 4月28日(金)まで受け付ける加算届

① 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算

就労移行：就労定着率(※2)、視覚・聴覚等支援体制、移行準備支援体制加算
就労A型：評価点(※1)(※2)、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制、就労移行支援体制
就労B型：平均工賃月額区分(※1)(※2)、視覚・聴覚等支援体制、重度者支援体制、
就労移行支援体制
就労定着：就労定着率(※2)、就労定着実績

※1 令和5年度の基本報酬算定に係る実績の算出については、次頁以降を参照してください。

※2 就労継続支援A型の評価点、及び就労継続支援B型の平均工賃月額区分は、報酬区分が変更となる場合及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない場合のみ届け出を提出してください。

ただし、就労継続支援A型については、県への提出が不要の場合でも令和4年度の評価点をインターネット、WAM NET 等で公表してください。(令和4年度中に新規指定の事業所を除く)

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない事業所は、別紙の届出書(理由書)及び根拠書類も提出して下さい。

② 就労継続支援B型において、サービス費区分を以下の区分に変更する場合

<サービス費(I)または(II) ⇔ サービス費(III)または(IV)>

→ 4月14日(金)までに提出→4月から届出に応じた報酬単価で算定

→ 4月17日(月)～28日(金)までに提出→4月から届出に応じた報酬単価で算定

※ ただし、国保連データへの反映は5月以降となるため、

5月請求分は令和4年度届出報酬分で算定となる。(翌月に過誤調整が必要)

【留意事項等】

1 届出内容に間違いのないようお願いします。

(よくある例：様式第5号届出書の特記事項の変更後に記載されていない加算が、別紙1-1一覧表では変更している。必要書類がない)

2 加算に関係のない内容(代表者や管理者の変更等)は、変更届出書で変更してください

事 務 連 絡
令和5年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬に係る実績の取扱いについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」（令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「両通知」という。）のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能としております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県、指定都市又は中核市に提出することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと都道府県、指

定都市又は中核市が認めた場合に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことを可能とします。

また、届出書とともに提出する新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類については、例えば、新型コロナウイルス感染症により売上や営業日が少なくなったこと、取引相手が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより仕入れ先を変更したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により障害者の求人募集や実習の受け入れ先が少なくなったこと、新型コロナウイルス感染症の影響による離職が生じたことなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前後の状況の相違が分かるものを想定しています。

両通知において、「別途通知で定める届出書を都道府県に提出するものとする。」とお示ししているところですが、今般、届出書様式の参考例について、別紙のとおりお示ししますので、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、御了知いただくとともに、就労系障害福祉サービス事業所等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、対象要件の確認について、届出書などの書類により、可能な限り4月中に適切に判断することが望ましいですが、各自治体における業務負担や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就労系障害福祉サービス事業所のサービス提供の継続性などを踏まえ、適切に処理を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

※本特例の詳細については、別添1をご確認ください。

※本特例に係る取扱いの具体例については、別添2をご確認ください。

（別添 1）令和 5 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和 5 年度の基本報酬の算定に当たっては、5 月に感染症法上の位置づけの変更が見込まれるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県・指定都市・中核市に提出することとする。

[なお、本特例については、令和 5 年度をもって終了とする。]

サービス	実績算出の考え方	令和 4 年度の取扱い	令和 5 年度の取扱い
就労継続支援 B 型（工賃 型）	前年度の平均工賃月 額の実績を踏まえて評 価	① 令和 3 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① 令和 4 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合
就労継続支援 A 型	5 つの評価項目ごとに、 主に前年度の実績に応 じて評価	[労働時間] ① 令和 3 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） [生産活動] ① 令和 2 年度及び令和 3 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例） ※それ以外の項目は、令和 3 年度実績で評価	[労働時間] ① 令和 4 年度（通常） ② 令和元年度（特例） ③ 平成30年度（特例） [生産活動] ① 令和 3 年度及び令和 4 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例） ※それ以外の項目は、令和 4 年度実績で評価
就労移行支援	過去2年間の就労定着率 の実績を踏まえて評価	① 令和 2 年度及び令和 3 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例）	① 令和 3 年度及び令和 4 年度（通常） ② 平成30年度及び令和元年度（特例）
就労定着支援	過去3年間の支援期間の 就労定着率の実績を踏 まえて評価	① 令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度 （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（2 年間） （特例）	① 令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度 （通常） ② 平成30年度及び令和元年度（2 年間） （特例）

(注)

・本特例を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績（令和 2 年度～令和 4 年度）を用いることはできない。

令和5年度の基本報酬の算定に当たり令和2年度、令和3年度及び令和4年度の実績を用いない場合の例（就労移行支援）

(注)

- ・「a人、b人、c人」は各期間における就労定着者数の合計であること
- ・「X人、Y人、Z人」は各期間における各月の利用者定員数の合計であること

(1) 平成30年7月サービス開始の例

H30.4	H30.7 サービス開始	H31.4	R1.7	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	<u>R5.4</u>	R5.7	R6.4
		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目
就労定着者※の数		a人		b人							c人	…
利用定員数		X人		Y人							Z人	…

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

就労定着者の割合	(R5.4~R5.6)	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{a}{X}$	(R5.7~R6.3)	$\frac{(a+b+c)}{(X+Y+Z)}$ 又は $\frac{(X \times 30/100 + b + c)}{(X+Y+Z)}$
----------	-------------	---------------------------------------	-------------	--

(2) 令和元年7月サービス開始の例

H31.4	R1.7 サービス開始	R2.4	R2.7	R3.4	R3.7	R4.4	R4.7	<u>R5.4</u>	R5.7	R6.4
		1年目		2年目		3年目		4年目	5年目	
就労定着者※の数		a人							b人	…
利用定員数		X人							Y人	…

(※) 就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数

就労定着者の割合	(R5.4~R5.6)	「3割以上4割未満」とみなす	(R5.7~R6.3)	「3割以上4割未満」とみなす 又は $\frac{(a+b)}{(X+Y)}$
----------	-------------	----------------	-------------	---

兵庫県知事 殿

令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬(新型コロナウイルス感染症対策特例)に関する届出書

1 基本情報等

フリガナ						
法人名						
フリガナ						
法人代表者氏名						
フリガナ						
事業所名						
事業所在地	〒					
事業所番号						
フリガナ						
書類作成担当者氏名						
連絡先	電話番号		FAX番号		E-mail	
令和4年度からの基本報酬算定区分の変更の有無						有 ・ 無

2 対象要件の確認(新型コロナウイルス感染症影響有無について)

新型コロナウイルス感染症との影響との関わりについて、次項目を確認して当てはまるものがあれば、全ての項目にチェックしてください。なお、その他をチェックする場合、新型コロナウイルス感染症により、どのような影響を受けたのかを記載してください。また、通常報酬算定として用いる年度及び特例として用いる年度の生産指標などが確認できる書類(新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが確認できる書類)を提出してください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による取引の減少や、売上などの減少により、事業規模の縮小を余儀なくされた。
- 新型コロナウイルス感染症により、必要な資材の入手が困難となることで、生産やサービスの提供が難しくなり、事業規模の縮小を余儀なくされた。
- その他
新型コロナウイルス感染症の影響により、

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 本申請書の「2 対象要件の確認」の要件に合致しています。	○生産指標などの低下が確認できる書類 「売上」等がわかる既存書類の写しも可 (売上簿、営業収入簿、会計システムの帳簿、客数のデータ、稼働率など)
<input type="checkbox"/> 通常報酬算定として用いる年度及び特例として用いる年度の実績指標などが確認できる書類を添付しています。	—

※ 指定権者から追加で各証明資料の求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、訓練等給付費の請求に関して不正があった場合は、訓練等給付費を返還することとなる場合がある。

届出書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 月 日 法人名 代表者 職名 氏名